

貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 2 年 6 月 25 日

松江市長 松 浦 正 敬

貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市の交付する貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金については、松江市補助金等交付規則（平成 17 年松江市規則 48 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「貸切バス」とは、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 項ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業者が乗車定員 11 人以上の自動車を貸し切って旅客を運送するバスのことをいう。
- (2) 「レンタルバス」とは、道路運送法第 80 条第 1 項の規定による自家用自動車の有償貸渡許可を受けた事業者（以下「レンタカー事業者」という。）が貸し渡す自家用マイクロバス（乗車定員が 11 人以上 29 人以下であり、かつ車両長が 7m 以下の車両に限る）のことをいう。
- (3) 「貸切バス事業者等」とは、市内に本店又は主たる事務所を有する貸切バスを運送する事業者（以下「貸切バス事業者」という。）及び市内に本店又は主たる事務所を有するレンタカー事業者のことをいう。
- (4) 「利用運賃」とは貸切バスのキロ制運賃と時間制運賃の合計額をいい、消費税等を含まないものをいう。
- (5) 「基本料金」とは、レンタルバスの有償貸渡に係る経費のうち、損害保険料、燃料費、各種オプション（カーナビゲーション等）料金及び消費税等を除いたものをいう。
- (6) 「市民」とは、市内に住所を有するものをいう。

(補助の対象等)

第 3 条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金の交付対象である事務又は事業の内容、補助金の交付の率又は金額及び補助事業者の範囲は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金
補助金交付の目的	外出自粛の影響により止まっていた市民の移動を促進し、県内の旅行や視察などの需要を喚起するため、貸切バス事業者等に対して利用運賃又は基本料金の一部を補助することで、もって、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済の回復を図ることを目的とする。

補助金の交付対象である事務又は事業の内容	「貸切バス等による県民の県内移動支援事業補助金交付要綱」（令和2年6月25日島根県制定）の対象事業のうち、松江市を出発地とし、県内の松江市以外の市町村を目的地とする移動（令和2年7月1日以降に出発し、9月30日までに帰着するものに限る。）を行う市民を運送する事業
補助金の交付の率又は金額	(1) 貸切バス 利用運賃の6分の1の額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、契約1件当たり5万円を上限とする。 (2) レンタルバス 基本料金の6分の1の額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、1日1台あたり1万円を上限とする。
補助事業者の範囲	利用運賃の6分の5の額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とし、25万円を上限とする。）を減額して市民を貸切バスで運送し、又は基本料金の6分の5の額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とし、5万円を上限とする。）を減額して市民にレンタルバスを貸し渡す貸切バス事業者等

（交付の申請）

第4条 規則第4条に規定する補助金等交付申請書は、貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。

- (1) 島根県に申請した「貸切バス等による県民の県内移動支援事業補助金交付申請書」の写し
- (2) 運送引受書の写し（貸切バスを利用する場合に限る。）
- (3) 実施計画書（レンタルバスを利用する場合に限る。）
- (4) 振込先口座の確認ができる書類

2 前項の申請書の提出期限は、原則として出発日の3日前（松江市の休日を定める条例（平成17年松江市条例第2号）第1条第1項に規定する日を除く。）までとする。

（決定の通知）

第5条 規則第7条に規定する補助金等交付決定通知書は、貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

（着手届及び完了届）

第6条 規則第11条による着手届及び完了届の提出は、これを省略するものとする。

（補助事業の変更等の承認申請）

第7条 補助事業者は、第5条の交付の決定を受けた補助事業について、次の各号のいずれかに該当する重要な変更を行うときは、規則第10条第1項の補助金等変更交付申請書又は同条第3項の補補助事業等変更・中止・廃止承認申請書に替えて貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に係る運行主体の変更
- (2) 補助金の対象となる料金の変更
- (3) 補助事業の中止又は廃止

(4) 前3号に掲げるもののほか市長が重要と認める変更

2 前項の規定による申請は、市長がやむを得ないと認める理由がある場合に限り、事後に変更承認申請を行うことができる。

(実績報告)

第8条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書は、貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金実績報告書(様式第4号)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。

- (1) 実施報告書(レンタルバスを利用した場合に限る。)
- (2) 領収書の写し(内訳がわかるもの)

(補助金の額の確定)

第9条 規則第13条に規定する補助金等確定通知書は、貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金等確定通知書(様式第5号)によるものとする。

(交付の請求)

第10条 規則第14条第2項に規定する補助金等交付請求書は、貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金等交付請求書(様式第6号)によるものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理した日から30日以内に補助金を補助事業者に交付するものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行日)

1 この告示は、令和2年6月25日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第4条関係）

令和 年 月 日

（あて先）松江市長

申請人 住 所  
事業所名  
代表者名  
担当者名  
電話番号

㊞

貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金交付申請書

このことについて、貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金交付要綱第4条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。なお、補助事業等に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を関与させないこと及び新型コロナウイルス感染予防対策に取り組むこと、白バス行為の周知を図ることを誓約します。

記

利用者名	(団体の場合、団体名と代表者名を記載)		
利用代表者住所	(利用代表者が松江市民であることを確認ください)		
利用目的	(宗教活動・政治活動を目的とするものでないことを確認ください)		
出発日	年	月	日
帰着日	年	月	日
出発地			
主な目的地	(目的地に県外が含まれていないことを確認ください)		
補助金申請額	利用運賃・基本料金	円	
	補助率	1 / 6	
	申請額	円	
振込先	金融機関	銀行・信用金庫 農協	本店・支店 所
	名義人ふりがな		
	名義人氏名		
	口座番号	普通・当座	

- 添付書類 ①島根県「貸切バス等による県民の県内移動支援事業補助金交付申請書」写し  
②（貸切バス） 運送引受書（案）写し  
③（レンタルバス）実施計画書（様式第2号）  
④振込先口座の確認ができる書類（預金通帳表紙裏側のコピー）

様式第2号（第5条関係）

指令 第 号

貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金交付決定通知書

様

令和 年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、下記のとおり決定したので、貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

令和 年 月 日

松江市長 松 浦 正 敬 ㊟

記

補助年度	令和 年度	補助金等の名称	貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金
補助事業等の名称	貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金		
補助対象金額	円		
補助金等の交付決定額	円		
交付条件			

(注) 上記の交付決定に不服のある場合は、この通知書受領の日から7日以内に文書で申請の取下げをすること。

様式第3号（第7条関係）

令和 年 月 日

（あて先）松江市長

	住 所	
	事業所名	
補助事業者	代表者名	㊞
	担当者名	
	電話番号	

貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金変更承認申請書

令和2年 月 日付け指令 第 号で交付決定通知のあったこの事業について、貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり事業計画を変更したいので承認されたく申請します。

記

1. 変更の理由

2. 変更の内容

様式第4号（第8条関係）

令和 年 月 日

（あて先）松江市長

補助事業者 住 所  
事業所名  
代表者名  
担当者名  
電話番号

⑩

貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金実績報告書

貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

利用者名	(団体の場合、団体名と代表者名を記載)		
利用代表者住所	(利用代表者が松江市民であることを確認ください)		
利用目的	(宗教活動・政治活動を目的とするものでないことを確認ください)		
出発日	年	月	日
帰着日	年	月	日
出発地			
主な目的地	(目的地に県外が含まれていないことを確認ください)		
補助金申請額	利用運賃・基本料金	円	
	補助率	1 / 6	
	申請額	円	
振込先	金融機関	銀行・信用金庫 農協	本店・支店 所
	名義人ふりがな		
	名義人氏名		
	口座番号	普通・当座	

添付書類 レンタルバスの場合、実施報告書

様式第5号（第9条関係）

貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金等確定通知書

指令 第 号  
令和 年 月 日

様

松江市長 松浦正敬 印

令和 年 月 日付けで実績報告のあった補助事業については、下記のとおり補助金等の額を確定したので貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

指令年月日	年 月 日	指 令 番 号	指令 第 号
補 助 年 度	年 度	補助金等の名称	貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金
補 助 事 業 等 の 名 称		貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金	
補 助 金 等 の 交 付 決 定 額		円	
補 助 事 業 等 の 経 費 精 算 額 ( 補 助 対 象 経 費 )		円	
補 助 金 等 の 交 付 確 定 額		円	
補助金等の交付決定額を減額する額		円	
補助金等の交付決定額を減額して確定した理由			



様式第6号（第10条関係）

貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金等交付請求書

令和 年 月 日

（あて先）松江市長

補助事業者 住 所  
氏名又は団体名  
及び代表者氏名



貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	指 令 第 号
補 助 年 度	年 度	補助金等の名称	貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金
補 助 事 業 等 の 名 称	貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金		
補助金等の 交 付 決 定 額 交 付 確 定 額			円 円
補 助 金 等 の 受 領 額	年 月 日	受領	円
	年 月 日	受領	円
	年 月 日	受領	円
	計		円
補助金等の今回交付請求額			円
補助金等の未受領額			円
添 付 書 類	1 補助金等交付決定通知書又は補助金等確定通知書の写し 2 請求額内訳書		